

令和 7 年 2 月 19 日

組合員の皆さまへ

大阪市職員共済組合  
(保健医療係：6208-7591～7593)

### 育児休業手当金の支給期間延長手続きの見直しについて

令和 6 年 8 月 22 日に事前周知としてお知らせしたとおり、地方公務員等共済組合法施行規則（以下「地共済法施行規則」という。）の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 88 号）により、雇用保険法に基づく育児休業給付金の取扱と同様、令和 7 年 4 月 1 日から支給期間の延長に係る要件及び手続きの見直しが行われることとなります。

令和 7 年 4 月 1 日以降に育児休業手当金の支給期間延長（1 歳超の期間）手続きをされる場合は、従前の提出書類のほかにも提出書類が必要となりますのでご注意ください。

#### 記

#### 1 地共済法施行規則（第 2 条の 5 の 5）の一部改正について

育児休業手当金の支給期間延長（保育所等における保育の利用を希望し、申込を行っているが、当該子が 1 歳（※）に達する日後（誕生日を含む）の期間について、当面その実施が行われない場合）に係る要件に、「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。」が追加されました。

支給期間延長に係る要件として、次の（1）から（3）のすべての要件を満たす必要があります。

（注 1）「子が 1 歳（※）に達する日」とは「子の 1 歳の誕生日の前日」のことです。1 歳 6 か月に達する日後（1 歳 6 か月の誕生日応答日を含む）の延長の場合は、「子が 1 歳（※）に達する日」を「子が 1 歳 6 か月に達する日」に読み替えてください。

（注 2）（※）パパ・ママ育休プラス制度の適用によって、育児休業手当金支給期間の末日が 1 歳の誕生日以降になっている場合は、支給期間の末日と読み替えます（以下の※は同様に読み替えます）。

#### （1）市区町村に対して育児休業の申出に係る子が 1 歳（※）に達する日（子の 1 歳の誕生日の前日）までに保育所等の利用の申込を行っていること

- 利用（入所）申込年月日が子が 1 歳（※）に達する日以前（子の 1 歳の誕生日の前日以前）であることが必要です。
- 単に申込を失念していた場合や、市区町村への相談なく申込をしなかった場合は延長の要件を満たしません。
- 子の疾病や障がいにより特別な配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由で申込の受付ができないとされた場合は、延長が認められる場合があります。

(2) (1) の申込内容が、「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものである」と認められるものとして、次の①～③のすべてを満たすものであること

- ① 利用（入所）開始希望日を子が1歳（※）に達する日の翌日（子の1歳の誕生日）以前の日としていること
- ② 市区町村に対する保育利用の申込に当たり、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示をしていないこと
  - 申込において「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択している場合は、要件を満たしません。
- ③ 申込した保育所等が、「合理的な理由」なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと
  - 「合理的な理由」とは、次のa～fのいずれかの場合に該当します。
  - a. 申込した保育所等が本人又は配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人又は配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合を含む）
  - b. 自宅から30分未満で通所できる保育所等がない場合
  - c. 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
  - d. 子の疾病や障がいにより特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等がない場合
  - e. 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合
  - f. 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

(3) 子が1歳（※）に達する日の翌日（子の1歳の誕生日）時点で保育が実施されないこと

- 「やむを得ない理由」なく内定辞退を行っている場合は、原則として要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当します。

## 2 適用年月日

令和7年4月1日

※子が1歳（※）に達する日が令和7年4月1日以降となる届出について適用します。

ただし、令和7年3月31日までに届出する場合は、従前の要件での審査としますので、以下の「3 提出書類」の①④のみの提出で可とします。

### 3 提出書類

①育児休業手当金支給対象期間延長申出書（1歳超）

②育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書

③市区町村に保育所等の利用（入所）申込をしたときの申込書の写し

- 市区町村へ申込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。申込内容を途中で変更した場合は変更後のものを提出してください。
  - 全てのページを提出してください。（保育所等施設ごとに申込している場合は、申込した全ての施設分が必要です。）
  - 入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
  - 電子申請で申込を行った場合は、申込内容を印刷したもの又は申込を行った画面を印刷したものを提出してください。
  - 申込書の内容について市区町村に確認する場合があります。
  - 提出された申込書の内容が実際の申込内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した手当金を返還していただきます。
- ④市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われなことが明らかとなる通知の写し（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）
- 子が1歳（※）に達する日の翌日において、保育が実施されないことを確認するため、交付年月日が子が1歳（※）に達する日の翌日の2か月前（4月入所申込の場合は3か月前）の日以降の日付となっているものを提出してください。

**\*従前の提出書類①④に②③を追加提出していただきます。**

**\*その他添付書類が必要となる場合があります。**

**\*提出書類の詳細は、「(別紙) 育児休業手当金の支給期間延長手続きの見直しに係るQ & A」を参照してください。**

**\*育児休業承認期間に変更がある場合は、別途「育児休業手当金変更請求書」の提出が必要です。**

[参考] 「育児休業手当金支給対象期間延長申出書（1歳超）」

「育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書」掲載場所

当組合ホームページ>申請書類一覧>短期給付

「②0育児休業手当金支給対象期間延長申出書（1歳超）」

<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/wp-content/uploads/10ikujikyuuugyou.pdf>

「②1育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書」

[https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/wp-content/uploads/10ikujikyuuugyou\\_enchou.pdf](https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/wp-content/uploads/10ikujikyuuugyou_enchou.pdf)